

平成 27 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 3 回 定 例 会 (第 1 号)

招集年月日	平成 27 年 9 月 7 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 27 年 9 月 7 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
及び宣告	散 会	平成 27 年 9 月 7 日 午後 12 時 02 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	西 嶋 二 郎	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	安 田 勝 司	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	9	黒 川 民 次 郎	○
3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○	
4	藤 原 修 治	○	11	佐 竹 一 夫	○	

会議録署名員	1番	原 克 美	2番	福 島 教次郎
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	町 長	景 山 良 材	住 民 課 長	高 橋 武 司
	副 町 長	樋 ケ 司	健 康 福 祉 課 長	木 川 士 朗
	教 育 長	田 邊 哲 也	産 業 振 興 課 長	烏 田 正 輝
	総 務 課 長	渡 邊 泰 文	建 設 課 長	赤 穴 清
	企 画 財 政 課 長	窪 田 英 通	大 和 事 務 所 所 長	漆 谷 和 彦
	定 住 推 進 課 長	岡 先 宏 和	教 育 課 長	漆 谷 千 鳥
	出 納 室 長	小 田 運 博		
	職務により議会に出席 した者の職・氏名	局 長 三 上 利 三		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成27年美郷町議会第3回定例会議事日程
(第14号)

平成27年 9月 7日(月) 午前9時30分開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	請願・陳情の委員会付託
4	議案の上程、説明、質疑、討論、表決 議案第70号 工事請負契約の締結について(平成27年度町道志君線道路改良工事)
5	議案の上程、説明 議案第59号 美郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 議案第60号 美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定について 議案第61号 美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第62号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第63号 平成27年度美郷町一般会計補正予算(第2号)

	<p>議案第 6 4 号 平成 2 7 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 5 号 平成 2 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 6 号 平成 2 7 年度君谷診療所特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 6 7 号 平成 2 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 8 号 平成 2 7 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 6 9 号 平成 2 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>認定第 1 号 平成 2 6 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて</p> <p>報告第 4 号 平成 2 6 年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について</p> <p>報告第 5 号 平成 2 6 年度一般財団法人美郷町開発公社事業実績及び決算、平成 2 7 年度事業計画及び予算の報告について</p> <p>報告第 6 号 平成 2 6 年度株式会社グリーンロードだいわ第 2 3 期決算、第 2 4 期事業計画及び予算の報告について</p>
6	<p>決算特別委員会の設置</p> <p>発委第 2 号 決算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について</p>
7	<p>決算特別委員会委員の選任</p>

(開 会 午前 9時 30分)

●西嶋議長

お早うございます。開会前でございますが、町長より諸報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

開会前でございますけれども、ただ今議長のお許しいただきましたので、次の8件について、ご報告を申し上げます。1件目でございますが、地方創生消費喚起型交付金事業で取り組みました美郷町プレミアム商品券発行支援事業の状況についてでございます。取り組み概要としましては、発行総額6000万円で6000部を発行し、7200万円の買い物ができるというものでございます。前期分として5000部を6月15日に発売したところ、6月24日に完売をいたしました。残りの1000部につきましては、8月14日に発売し、当日に完売をしております。使用期間は7月1日から12月31日までとしており、8月20日現在、4230万円が換金され、58.7%の換金率となっております。購入世帯は、昨年が650世帯、1世帯平均7万7000円でしたが、今年は、687世帯で購入され、平均購入額が、8万8000円でございます。比較しますと、購入世帯が37世帯、平均購入額が1万円増加しております。今回2回に分けて発売を行いまして、6月に購入した世帯数が592世帯、8月購入した世帯は142世帯で、6月、8月の両方で購入された世帯は47世帯でございます。

2件目でございますが、今年度建設を進めております若者定住住宅「野井ニュータウン」及び「寺谷ニュータウン」の入居者の決定状況についてでございます。野井ニュータウンにつきましては、町外から2世帯、町内から3世帯の計5世帯、子供さん8名を含む18名の方の入居を決定し、9月中に入居いただけるよう建設を進めております。また、寺谷ニュータウンにつきましては、なかなか応募者がなく、議員の皆様にも大変ご心配をおかけしておりましたが、最終的に残る一戸につきましても、8月24日に入居者の決定をいたしましたところでございます。寺谷ニュータウンの入居者は、3世帯11名で、いずれも町外からの入居であります。目指しておりました国勢調査の基準日であります10月1日に間に合わせる事が出来なかった結果となりました。

次に3件目でございますが、今年度、地域おこし協力隊の配置状況についてであります。現在予定をしております隊員数は、現役隊員、内定者、募集中を合わせて28名でございます。26年度末の退職者を考慮した27年度の採用予定は、15名としておりますが、本日までに既に採用した隊員数が5名、内定済みが6名、募集中が4名でございます。この詳細につきましてはタブレット配信の隊員名簿一覧をご覧ください。

次に、4件目でございますが、10月5日から始まりますマイナンバー制度についてでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律、

いわゆる番号法の施行によりまして、個人番号制度が始まります。個人番号制度は、各情報保有機関が持っているさまざまな情報を同一人の情報かどうかを確認する社会基盤であり、これを活用することで、住民サービスの一層の向上につながるものと考えられています。住民の皆様への番号の通知は、町が委任をした地方公共団体情報システム機構から、12桁の番号、住所、氏名、生年月日、性別などが記載された通知カードが郵送されることで行われ、この通知カードを受け取ることにより、それぞれの個人番号を確認することになります。また、番号カードにつきましては、希望者からの申請により交付となりますが、これは平成28年1月1日以降の交付となります。お手元のタブレットには今月町広報に掲載する番号制度の概要版を配信しておりますのでご覧ください。

次に、5件目でございますが、指定避難所への備蓄品の配布についてでございます。町内18箇所の指定避難場所に、初動対応用備蓄品として食料や飲料水の他、生活必需品を移動式カーゴに搭載し配備しました。今後、さらに備蓄品の追加と、避難所開設及び運営用品につきましても配備し、災害時の初動対応に役立てたいと考えております。配備また配備する予定の備蓄品及び用品の一覧をタブレットに配信しておりますので、ご覧ください。

6件目でございますけれども、雨量等、気象観測計器の設置についてでございます。自然災害時の住民の避難行動へのひとつの目安として、雨量計を1箇所設置します。整備する雨量システムについては、気象庁へ届け出されている町内8箇所のうち、島根県が設置した5箇所の雨量計と同様、に時間雨量がインターネットを通じて公開でき、雨量以外にも気温や気圧などをリアルタイムで閲覧することができます。設置場所につきましては、試験的に、大和地域1箇所を計画をしており、ライブカメラの交換ポールに、雨量計と観測装置を添架する方式を予定しております。この概要につきましても、タブレットに配信しておりますのでご覧ください。

7件目でございますが、原子力防災訓練の実施についてでございます。島根県では、中国電力株式会社島根原子力発電所の緊急時における防災体制の確立などを目的に、初動対応訓練、避難措置訓練を毎年実施していますが、今年度は、避難措置訓練が美郷町避難場所と設定して、10月25日曜日に実施されます。当日は松江市秋鹿地区の住民を美郷町と川本町が受入れる形での実施となります。美郷町では、島根県からの通知を受け、町災害対策本部を設置し、みさと館で避難実施者の受け入れを行うこととしています。当日のタイムスケジュール等についてタブレットに配信しております。

最後に、工事発注状況についてでございます。工事等発注状況につきましては、同様に、一覧表をタブレットに配信しておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

以上8件について諸報告を終わります。

●西嶋議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。ただ今の出席議員は11名であります。ただ今から、平成27

年美郷町議会第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番・原議員、2番・福島議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日7日から16日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から16日までの10日間とすることに決しました。

日程第3、請願・陳情の委員会付託を議題といたします。本定例会までに受理いたしております、請願・陳情は、お手元に配付いたしております文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

日程第4、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、表決に入ります。議案第70号、工事請負契約の締結について、を議題といたします。執行部からの提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第70号につきまして、ご説明いたします。議案第70号、工事請負契約の締結について。次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項、第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めます。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。記、1、契約の目的、平成27年度町道志君線道路改良工事。2、契約金額、8532万円。3、契約の相手方、美郷町上川戸294番地1、上原土木有限会社、代表取締役、上原謙二。4、契約の方法、指名競争入札であります。内容につきまして、ご説明いたします。平成27年9月1日に指名競争入札行い、入札者は有限会社福岡工務店、岡山産業有限会社、坂東建設、上原土木有限会社、邑東建設有限会社、大社建設株式会社、置名土木有限会社、神崎建設有限会社です。大五建設有限会社以上9社でございます。落札者は上原土木有限会社、代表取締役上原謙二で、落札金額は7900万ちょうどでございます。消費税632万円を加えた請負契約金額は、8532万円であります。仮契約は、平成27年9月2日に締結をしております。工期は平成28年3月18日までとするものでございます。施工場所は、志君線起点から3.4キロメートル付近で、主な工事内容につきましては、延長が、155メートル、道路幅員は全体で5メートル、うち、車道幅員は4メートルということになっております。工場内容は河川の付け替えによる護岸ブロッ

ク 9 0 0 m²、土留めブロックが 6 0 m²、排水口が 1 8 0 m、モルタル吹付けが 4 9 0 m²、防護柵、ガードレールが 1 5 4 m、舗装 8 6 0 m²を予定をしております。以上が議案第 7 0 号でございます。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

提案の理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 7 0 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案の上程・説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております議案は条例案 4 件、予算案 7 件、一般事件案 2 件、報告事件案 3 件の計 1 6 件であります。議案第 5 9 号から議案第 6 9 号までの 1 1 議案、認定第 1 号並びに報告第 4 号から報告第 6 号までの 3 件、計 1 5 件を一括上程いたします。はじめに、議案第 5 9 号から議案第 6 2 号までの条例案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

総務課長。

●渡邊総務課長

上程になりました議案第 5 9 号についてご説明をいたします。議案第 5 9 号、美郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 2 7 年 9 月 7 日提出、美郷町長 景山 良材。改正の概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、省略いたしまして番号法と呼ばれておりますので、以後そのように呼ばさせていただきますが、その法律の施行に伴い、条例の関連する部分について、所要の改正を行うものでございます。また番号法の施行日と合わせ、段階的に施行するため、個人情報保護条例を施行日ごとに、3 段階で改正する構成としております。第 3 段階

の改正ごとに、新旧対照表にて説明いたしますので、新旧対照の表の方をお開きください。なお、新旧対照表の左上に、1 ページ目が第1 条、2 ページが第2 条というふうに条文をふっておりますので、これは、ご審議いただきます一部改正条例の条文でございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。第1 段階の改正であります、第1 条による改正について説明をさせていただきます。まず、第2 条第2 号に、番号法に規定する個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義するものであります。下から2 行目、第7 条の次に第7 条の2 を追加します。この内容は新たに規定した、特定個人情報については番号法第1 9 条に該当する場合のみ提供することになるためその旨を定め、あわせて、第7 条第1 項の個人情報の定義を整理するものであります。次のページをお願いします。第2 段階の改正の第2 条による改正について説明いたします。第2 条では、第6 号で親権者等、第7 号で保佐人等について新たに定義します。これは後に説明します第1 2 条の改正で、開示請求を任意代理人に認めることにするため、整理するものでございます。第5 条では、特定個人情報は番号法に基づく取り扱いになるため、第1 項で、それ以外の個人情報と区別し、第2 項では、特定個人情報を収集する際の目的の明確化を、第3 項では、番号法第2 0 条により収集等を行うことを規定しています。3 ページの第6 条は、第5 条の改正に伴う整理であります。新たに追加します第7 条の2 は、第1 項で特定個人情報の目的外利用の禁止を、第2 項では、第1 項の目的外利用の例外として、身体、生命等の保護のため必要がある場合には、特定個人情報を利用する場合があることを規定しています。第7 条の3 は、今ほど説明いたしました第7 条の2 を追加するため、第1 段階で、改正した第7 条の2 を繰り下げたものでございます。第1 2 条は、個人情報の開示請求をする場合に、特定個人情報に限り、法定代理人以外の任意の代理人の請求を認めることとするためのもので、次の4 ページで、第3 項を追加し3 ページ第2 項を整理するものでございます。第1 3 条と第1 4 条の改正は、ただいまの代理人に関する改正に伴い整理をするものです。5 ページをお開きいただきまして第2 3 条は、訂正請求権についての規定で、今ほど説明いたしました、第1 2 条と第1 3 条の開示請求規定を準用しますので、第2 項と第2 4 条第3 項で開示を訂正に読み替えるものでございます。一番下の行第2 7 条は、個人情報の削除を請求権について、特定個人情報と個人情報等を定義することに伴い、削除請求の根拠等を合わせて追加整理するものでございます。6 ページの新たに追加する第2 項は、特定個人情報について、違法な手段による収集、保管の他、利用目的以外での利用。必要な範囲を超えて作成された特定個人情報ファイルに記録されている場合にその削除請求ができる規定を追加するもので第1 項は、この改正に合わせて整理をしております。第3 項では、特定個人情報についての任意代理人による代理削除請求に関する整理と、準用する規定について開示を削除と読みかえるものです。第2 8 条と次のページの第2 9 条の改正も削除請求等に関しての整理読みかえでございます。7 ページの第3 0 条は、個人情報の中止請求権について、先ほど説明しました削除請求権と同様の規定の追加や整理をするものであります。第2 項は、第2 7 条第2 項と同様の場合について、中止請求が出来ることと

し、また第3項では、番号法第19条以外での提供について、中止請求をすることができるものとするものであります。第1項の改正は、規定の整理、第4項の改正は、準用条文を開示を中止に読み替えるものであります。また中止請求に係る改正に伴い、8ページの第31条第1項第2号は、任意代理人の追加に伴う整理、第2項は、準用条文について、開示を中止に読み替え、第32条では、訂正請求の準用に関し、読み替えることとするものでございます。第41条第2項では、個人情報について、他の法令において閲覧する方法による開示が規定されている場合は、本条例の適用を受けずに、当該法令により開示を受けることとなっていますが、特定個人情報の閲覧等につきましては、個人情報保護条例の規定による開示を可能とするものでございます。9ページから第3段階の改正である、第3条の改正について説明しております。第2条第3号は、国が管理するネットワークシステムに記録されている特定個人情報の提供等の記録を情報提供等記録と定義するものであります。第26条の2は、情報提供等記録を除く個人情報について訂正請求があり、町が訂正した場合、必要があるときは、その個人情報の提供先に通知するものであります。一番下の段第26条の3は、情報提供等記録に係る訂正をした場合に、必要があるときは、その情報提供等記録が記録されるネットワークシステムを管理する総務大臣や、情報提供先等に通知するものであります。10ページの第27条と30条の改正は、情報提供等記録を定義したことに伴う改正であります。以上で、新旧対照表での説明を終わりますが、再度上程の方に戻っていただきまして、お聞きいただきたいと思っております。条例の最終ページの下の段に附則をつけております。その説明をさせていただきます。番号法の施行に合わせ、改正規定の施行日を規定しております。第1段階の第1条の改正は、平成27年10月5日から施行すること。第2段階の第2条の改正は、平成28年1月1日から施行することとし、第3段階の第3条の改正は、番号法附則第1条第5号の日から施行するもの、としこの具体的な施行日は政令で定められることとなります。以上で議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

上程になりました議案第60号について、ご説明申し上げます。議案第60号、美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定について、美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年9月7日提出。美郷町長 景山良材。次のページをご覧ください。提案理由の説明を申し上げます。現在、町内の公共交通の再編を進める中で、デマンド型乗合タクシーの導入を検討しております。その1つといたしまして、布施線の一部につきまして、デマンドタクシーの導入を計画しております。現在、布施線は、道路運送法第4条によりまして、廃止代替バスとして、バス事業の許可を受けた事業者が、路線を定め運行しております。この布施線は、大和小学校、大和中学校の朝夕の通学バスとしての理由が主であり、昼間の便がないために、一般

の通院や、買い物には利用しにくい状況でございます。そのため、一般利用がほとんどなく、布施線沿線はバス路線はあるものの、実質的に交通不便地域と言えることから、沿線住民の通院、買い物用の移動手段を確保するために、デマンドタクシーを運行するものでございます。尚、運行につきましては、一般乗合旅客自動車運送業の許可を受けた事業者が町が委託して行うもので、利用者の予約に応じて、他の利用者と乗り合いして、目的地まで運行しようとするものでございます。また既存の路線定期運行の布施線を補完するものでございまして、運行ルート及び区域を定めて運行いたします。今回の運行は、実証運行としまして、布施線のデマンドタクシーの利用実態を検証し、公共交通手段の確保としての有効性を見極めることとしております。条例の本文でございますけれども、第1条は、条例の目的を、第2条では、この条例で言いますデマンドタクシーについて定義をしております。第3条では対象区域、運行先を、別表1のとおりとし、また第6条では、利用料について、別表2のとおり定めるものでございます。その他運行に必要な運行内容、利用者などを規定するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成27年10月1日から施行する。以上、議案第60号について説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第61号につきまして、ご説明いたします。議案第61号、美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。平成27年9月7日提出。美郷町長 景山良材。次のページをお願いします。この度の改正は、番号法の施行に伴うものでございます。10月5日以降、個人番号が記載された通知カードが交付をされます。また申請により、個人番号カードを平成28年1月より交付を受けることができますが、これらのカード等紛失、汚損した場合などに、再交付をする際の手数料を、このたび加える内容となっております。それでは改正の内容につきましてご説明いたします。この度の改正は、別表第1の改正になります。まず、住民基本台帳カードの交付手数料につきましては、28年1月より交付を行わないことになるため、削除をいたします。続いて、住民基本台帳閲覧手数料の次に番号カード関係の2項を加えるものです。1項目めは、通知カードの再交付に係る手数料を500円とするもの。2項目めは、個人番号カードの再交付に係る手数料を800円とするものでございます。附則ですが、この条例は平成28年1月1日から施行することとしております。ただし、通知カードに係る部分についてのみ、本年10月5日から施行するものでございます。以上が議案第61号でございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第62号について、ご説明をいたします。議案第62号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年9月7日提出。美郷町長 景山良材。次のページをお願いいたします。これは、本年10月より使用開始を予定しております若者定住用の住宅団地について、新たに別表へ加えることの条例の一部改正であります。ページにあります別表に次に加えるという、表にありますように、名称は、野井ニュータウン。1号から5号までございます。場所は美郷町野井48の11から15まで。設置年度は、すべて平成27年度。構造は、すべて木造平屋建てとなります。戸数は1戸で、家賃はすべて、3万円でございます。タブレットに62の2ということで、新旧対照表も載せておりますので、合わせてご確認ください。附則といたしまして、この条例は平成27年10月1日から施行といたします。以上が議案第62号でございます。よろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

続いて、議案第63号から議案第69号までの予算案について、順次、提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

企画財政課長。

●窪田企画財政課長

上程いただきました議案第63号について説明いたします。議案第63号、平成27年度、美郷町一般会計補正予算第2号。平成27年度美郷町の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3521万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、65億8078万3000円とする。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債、補正による。平成27年9月7日提出。美郷町長 景山良材。6ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。変更のあったもののみについて、申し上げます。表の中段でございます。道路整備事業債、補正前が9820万。補正後は、230万増額いたしまして、1千50万円でございます。それから5つ下になります。スクールバス整備事業債。あっ、申し訳ございません。1億50万でございますね。申し訳ございませんでした。スクールバス整備事業債でございます。480万円。140万円増額いたしまして、620万円でございます。過疎対策ソフト事業債でございます。1億7100万円を70万円減額いたしまして1億7030万円でございます。一番下でございます。臨時財政対策債、1億8500万円を850万円増額いたしまして、1億9350万円。合計で1150万円増額いたします。8億2310万円の限度額になります。起債の方法、利率、償還の方については変更はございません。9ページをお願いいたします。歳入でございます。2番目の表になります。款9、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交

付税でございます。普通交付税の交付額が決定になりまして、7504万7000円を増額いたしまして、36億9504万7000円の総額になってございます。一番下でございます。款13、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金、節1、社会福祉費負担金でございます。これは前年度の国庫負担金の確定によりまして、過年度の精算となります。障害者福祉サービス、それから生活保護の生活扶助費の負担金でございます。合わせまして、105万6000円の増額補正になっております。次ページをお願いいたします。節3、児童福祉費負担金でございます。保育所運営費負担金、それから過年度と書いてございますが、児童福祉施設の入所でございます。それから児童手当の負担金でございますけれども、保育所運営費の負担金につきましては、制度改正によりまして、保育所運営費の算定額の改定がございました。保育所委託費が増額いたしますために、その増額分に対する国庫負担金78万6000円を増額するものでございます。その次の2つ、過年度をと書いてございます2つにつきましては、前年の事業費が確定いたしまして、負担金の過年度の精算ということになります。合わせまして709万1000円でございます。次の表、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫負担金でございます。節2、道路橋梁費補助金。説明欄でございます。町道久保線の事業費の交付決定によりまして、500万増額になっております。補助金交付金が2分の1でございますので、250万円増額補正でございます。目5、総務費国庫補助金、節2、総務管理費補助金でございます。説明欄でございますが、社会保障税番号制度補助金、これはいわゆるマイナンバー制度でございますが、通知カードの関係の委託が、182万9000円。町で使えます事務費の消耗品が、16万5000円。199万4000円の増額でございます。それから地域活性化・地域生活等緊急支援事業、いわゆる総合戦略の上乗せ交付金でございます。定住子育て支援にしますスマートフォン用のアプリの作成とか、同じくホームページの拡充について申請を出しておりまして、700万でございます。項3、委託金、目5、教育費委託金でございます。節1、教育費委託金、これはICT活用教育推進応援事業委託金タブレットを活用した学習支援ということで、この交付が決定いたしましたことによりまして、計上させていただいております。350万円でございます。次のページをお願いいたします款14、県出金、項1、県負担金、目1、民生費県負担金、2番目の段になります。節3、児童福祉費負担金、346万6000円の増額でございますが、これ先ほど、国庫負担金で説明いたしましたように、保育所運営費の負担金、まあ制度改正によりまして、保育所運営費の算定額が変わりました関係で、増額になりまして、その県費分でございます。それから児童入所施設、それから被用者児童手当の負担金につきましては、前年との負担金が確定いたしまして、過年度で精算をするものでございます。項2、県補助金、目1、総務費県補助金、節1、総務管理費補助金につきましては、過疎中山間地地域自立促進特別事業推進交付金でございます。平成26年度に4件事業やっております。総額で1500万の事業費でございますが、その2割について交付されるものでございます。2番目の市町村リーディング補助金、これは山くじらブランド振興事業、山くじらフェアとか、産地

見学会の経費に充当するものがございますけれども、県の方で、当初予算に計上されておらなかったということで、減額するのでございます。財源につきましては、過疎対策債で補填する事にいたしております。しまね縁結び市町村交付金、これ60万円でございます。結婚対策に係る補助金でございます。結婚、支出の方では、結婚対策費マリピット事業でございますけれども、確定によりまして増額いたしております。空き家調査事業補助金、これは県の空き家調査事業補助金を活用して、本年度モデル事業として取り組んでございます。企画費、定住推進費に充当しとります。目2、民生費県補助金、一番下になりますけれども、節3、児童福祉費補助金、しまねすくすく保育支援事業交付金60万円の増額になっております。補助要綱が改正されておまして、すくすく保育支援事業というのと、島根子育て支援事業が統合いたしまして、事業を精査いたしまして、8事業を追加あるいは拡充して取り組むことになりまして、60万円の増額になっております。安心こども基金事業補助金につきましても、60万円の増。子育て支援センターの事業分でございます。これも追加拡充事業につきまして、追加拡充して取り組むものでございます。次ページをお願いいたします。項2、県補助金でございます。目4、農林水産業費県補助金、節1、農業費補助金でございます。202万8000円でございます。まず、地域貢献型集落営農確保育成事業費補助金でございます。新規営農組織設立支援金でございます。1集落が取り組む計画をしておりますので、その費用で、40万円計上しております。それから2番目、これは直接支払いの推進交付金の増額によりまして、12万8000円増額しております。3番目の青年就農給付金、新規就農が、1名予定されておるようでございます。150万円の増額でございます。節2、林業費補助金、149万9000円の減額でございます。これにつきましては、森林経営計画が作成されたことによりまして、減額となっております。目5、教育費県補助金、節1、社会教育費補助金、130万円の減額でございます。これは6月に放課後支援コーディネーターが離職いたしまして、支出のみ補正しとりましたが、これには、補助金がついておまして、落としておりましたので、今回130万円減額するものでございます。目8、商工費補助金、節2、商工振興費県補助金、100万円の増額でございます。これは、町内中小の商店が行います、買い物不便地域の解消すると認められる店舗の新築、改修、改築、また備品購入に対する補助金でございます。2分の1の助成のようでございます。100万円増額しております。項3、委託金、目2、総務費委託金、節4、統計調査費委託金でございます。75万1000円減額でございます。これは、基幹統計といまして、国勢調査、農林業センサス、商業統計、この事業費が確定いたしましたために、減額をさしていただいております。国勢調査が74万円。農林業センサスが7000円、商業統計4000円の減額になっております。次ページをお願いいたします。款18、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金でございます。節1、前年度繰越金、平成26年度の決算によりまして、1億964万7000円を繰り越すものでございます。款19、諸収入、項7、雑入、目5雑入でございます。二丁目、になりますけれども、節3、民生費、雑入、219万6000円の増額でございます。

これらは、介護保険事業の関係の過年度の精算金になります。節8、土木費雑入、これは長藤の道の駅に、電気自動車充電設備を整備する予定にしております、これは、町外からの電気自動車を誘導するためということで、補助金が800万円計上させていただいております。次ページをお願いいたします。款20、項1、町債でございます。目1、総務債、これは過疎ソフトということで、結婚対策の関係で、先ほど補助金、交付金が入りましたので、その分、減額させていただいております。それから、目4、農林債でございます。130万円の減額でございます。これは市町村リーディング補助金が県の方で予算化されなかったということで、減額、先ほどしておりますが、その代替といたしまして、農林債、過疎債でございますけれども、170万円充当させていただいております。それから薬樹薬草の里づくり事業につきまして、地方創生先行型交付金の方で対応をしておりますので、300万円余を減額いたしまして、合わせまして130万円の減額になっております。目5、土木債でございます。これ町道久保線でございますが、事業費が決定になりまして、たしか測量設計だったと思いますが、500万、事業費といたしましては、1000万でございますか。ございますので、その残りの分につきまして約230万起債によって充当いたします。目7、教育債でございます。これはスクールバスの整備を検討しております。これ更新でございますけれども、当初は送迎用のスクールバス10人乗りで、計画しとりましたが、野井の若者定住住宅のお子さんが増えるということで、児童数考えますと、3便の運行になるということが解りました。で、それで15人乗りに変更するということで、140万円の増額をさせていただいております。節7、過疎対策ソフト事業債でございます。これにつきましては、学校管理のところ、ニコサポの賃金、それから学習塾の費用、それから放課後児童クラブ事業に充当することで110万増やしております。それから目10、臨時財政対策債でございます。これにつきましては、地方交付税額が決定されまして、国から臨時財政対策債の振り分けが行われました。その増額分850万円を増額しております。15ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1、議会費でございます。共済費の方をご覧くださいませでしょうか。6万2000円の減額になっております。これは共済費の算定方法が、標準報酬月額制になることに伴いまして、減額しております。この後、ほとんどの共済費のところ、減額の補正が計上されておりますので、ここで、先に述べさせていただきました。続きまして、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、説明欄でございます。時間外手当80万増額額しております。手当不足いたしましたので、80万増額させていただいております。一番下、消耗品でございます。これも90万補正させていただいております。予算不足を生じておりますので、よろしくをお願いいたします。目5、財産管理費、これにつきましては、説明欄の修繕費でございます。人事異動に伴いまして、電話またネットワーク配線の変更をすることになっておりますが、当初見込みよりも大きく超過いたしております、150万増額を補正させていただきます。2つ下、工事請負費でございます。庁舎外部に喫煙室を設置するための工事費を計上させていただいております。次ページをお願いいたしま

す。企画費でございます。その他委託でございますが、当初予算で四季の杜の貸切風呂の計画を出しております。100万円の設計料を計上しておりましたが、事業計画する段階で、この貸切風呂、公衆浴場扱いになるということが分かりまして、公衆浴場法によりますと洗い場などの必要面積の基準がありますために見積もりを取りましたところ、当初予算を大きく上回るため215万4000円の増額をお願いいたしております。それから、004番、情報通信基盤整備費、その他の委託料でございます。これ先ほど総合戦略の上乗せ交付金のところでお話いたしましたけれども、定住子育て支援アプリ、ホームページの拡充ということで、上乗せ交付金、申請さしていただいております700万円の増額でございます。一番下の段になります。目12、電子計算費、説明欄でございます。001電子計算機管理費でございます。先ほど申しました共済費の算定の方法、変わりまして人事給与システムの改修が必要になりましたので、その費用が126万4000円でございます。それから、002でございます。個人番号制度に係ります事務の地方公共団体情報システム機構に対する委託金でございます。次ページをお願いいたします。項2、徴税费、目2、賦課徴収費、節23の償還金利子及び割引料でございます。償還金に103万8000円でございます。これは日本郵便株式会社の法人住民税の確定によりまして、還付が発生したものでございます。19ページをお願いいたします。款3、民生費、項1、社会福祉費、節23、償還金利子及び割引料でございます。006、臨時福祉給付金費償還金、293万7000円でございます。その下の007、子育て世帯臨時特例給付金費の償還金61万3000円。この2つにつきましては、昨年度こういった給付金がありました。この確定によりまして、補助金の返還をするものでございます。目3、障害者福祉費、説明欄でございます。001、障害者福祉費でございます。その他委託というところで、270万減額になっております。マイナンバー制度導入に掛かりますシステム改修を計上しておりましたけれども、来年1月から新たなシステムに変更することになったための減額でございます。その上の施設管理委託24万3000円につきましても、新システムの保守料で1月からの3カ月分を計上さしていただいとります。2つ下、償還金305万6000円でございます。これは、昨年度の障害者福祉関係自立支援給付、それから、国庫返還金、県返還金。それから障害者医療費の国庫返還金、県返還金。それから地域生活支援事業費の県の返還金がございます、合わせて305万6000円いうところになっております。次ページをお願いいたします。項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費、説明欄でございます。その他委託9857万8000円の増額になっております。これは、保育所措置費と言われておりましたものでございますが、従来、各種団体運営補助金に計上しておりましたけれども、子育て支援新制度移行に伴いまして、委託料に組み替えるものでございます。また、一人当たりの措置費算定基準改正があったというふうにお話しておりますけれども、その増額分の3177万8000円も増額いたしまして、9857万8000円になっております。2つ下の各種団体運営補助金、これが従来、保育所に支払っておった措置でございますけれども、6480万円減額しております。これは委託料の方へ組

み替えました額、6680万円と保育所1名、これ都賀保育園でございますが、増員する必要生じたので、人件費の助成としまして、200万円を増額計上いたしました。差し引きで6480万円の減額になっております。次ページをお願いいたします。償還金でございます。207万7000円でございます。これは保育所運営費、先ほどの措置費の関係の補助金の返還金が、36万2000円、保育所の緊急確保事業の返還金が104万8000円、第3子以降の保育料軽減事業の県補助金の返還金が2万5000円、子ども医療費の負担金の返還金が30万、未熟児養育医療費の負担金の返還金が34万2000円、合わせまして207万7000円の返還金でございます。目3、母子福祉費でございます。説明欄の002、児童扶養手当費、償還金。これも精査によりまして、償還金が出ております。88万6000円でございます。目4、児童福祉施設費。節13、委託料でございます。子育て支援センター事業の追加または事業量増分がございまして、子育て支援センターの委託料を120万増額いたします。23ページをお願いいたします。款6、農林水産業事業費、項1、農業費、目3、農業振興費でございます。説明欄をお願いいたします。001、農業振興費、その他負担金105万5000円の減額でございます。これはみさと市の電灯改修費負担金の減額でございます。取り止めになったものと思われま。その他補助金でございます。新規就農者の1名増に伴います青年就農給付金の補正しております。150万円の増額でございます。006、集落営農育成事業費40万円の増でございます。新規の営農組織設立支援金ということで、1集落の計画でございます。次ページをお願いいたします。説明欄でございます。026、薬樹薬草の里づくり事業。これは組替でございます。地方創生先行型交付金により支出をいたしますので、組替による減額がほとんどでございます。028、農山漁村地域活性化プロジェクト交付金事業。これ、リースハウスのことでございますけれども、測量設計委託料の一部を事業費増が見込まれます、ハウス建設工事に組み替えるものでございます。目5、農地費、説明欄でございます。006、農業集落排水事業費。これは下水道会計への繰出金で86万2000円の増額でございます。次ページをお願いします。項2、林業費、目2、林業振興費でございます。001、林業振興費、その他補助金。それから002、造林事業費、交付金でございます。これが19負担金補助及び交付金の170万円の減額ございまして、鳥獣被害対策防止柵の補助金30万円を増額いたしますのと、002の造林事業費、森林整備地域活性化支援交付金。これ森林経営計画が策定されて、減額になっている分200万減額なっております。合わせまして、170万円負担金補助及び交付金が減額なっております。003林道事業費、測定でございます。これは工事請負費と組み替えてございます。林道作木大和線の事業費でございます。続きまして、款7、商工費でございます。目2、商工業振興費でございます。説明欄でございます。その他補助金200万増額しております。これは、小売店等が行います、地域の買い物不便解消にすると認めた事業ということで、歳入の方で説明いたしましたけれども、その額200万円を増額しております。次ページでございます。目3、観光費、12役務費でございます。手数料60万増額しております。こ

れは、「みさ坊」を商標登録するための手数料でございます。続きまして、款8、土木費、項2、道路橋梁費、目1、道路橋梁総務費でございます。説明欄でございます。工事請負費864万円増額でございます。これも電気自動車の充電設備の設置に係る費用でございます。目2、道路維持費。説明欄でございます。測量設計等委託で100万増になっております。浜原久保線の調査設計委託でございます。工事請負費でございます。2400万円の増額です。維持工事費、当初2100万円計上しておりました。その緊急性等の精査をいたしましたところ、合計で15件4500万円が見込まれましたので、不足分の2400万円を増額する補正でございます。目3、道路新設改良費。説明欄でございます。これは町道久保線につきましては、事業費交付決定によりまして測量設計委託費を500万増やしております。それ以外に都賀行宮内線、粕渕三瓶線、乙原築瀬線、志君線、西中線につきまして予算の組替えを行いましたために登記料が4万2000円の減額、測量設計委託料が700万円増額、工事請負費が780万4000円の減額、土地購入費が70万8000円の減額次ページになりますけれども、補償費の181万7000円の増額というふうに組替えをしております。27ページでございます。項3、河川費でございます。節13、委託料、施設管理委託料でございます。江川堤防の除草作業の委託料が、確定いたしましたために37万6000円増額しております。一番下の段でございます。項5、都市計画費、目4、公共下水道費。これは下水道特別会計の方への繰出金でございます。68万5000円の減額となっております。次ページをお願いいたします。一番下段になります。教育費、款10、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費でございます。節18の備品購入、更新予定のスクールバス10人乗りから15人乗りに変更いたしましたために増やしておるものでござい、増額しているものでございます。148万3000円の増額でございます。30ページをお願いいたします。項2、小学校費、目2、教育振興費でございます。節13、委託料でございます。説明欄でございます。施設関係委託ということで、下から3番目になります。81万円の減額でございます。ICTタブレットサポート委託でございまして、事業認可の関係によりまして委託期間が短くなりました。その関係で委託料の81万円を減額さしていただいております。項3、中学校費、目2、教育振興費でございます。説明欄、施設関係委託、81万円の減額でございますが、これにつきましても委託期間が短くなりましたので、81万円の減額をさしていただいとります。次ページでございます。項6、社会教育費、目1、社会教育総務費でございます。説明欄でございますが、時間外手当が不足しておりまして100万円増額しております。それから、その他委託が296万5000円減額になっております。これは別府のやすらぎの里で始まりました児童クラブでございますけれども、運営方法が変更になりましたことから委託料296万5000円減額いたしまして、そのうち247万5000円を指導員謝金として報償金、消耗品に10万円その他使用料に施設使用料として59万円を組み替えるものでございます。003、文化財保護費でございます。これ次ページにわたっておりますけれども、中原芳煙没後100周年記念事業といたしまして、作品展覧会、計画されておりま

す。当初の予算を精査いたしまして、予算を組み替えるものでございます。33ページをお願いいたします。款12、項1、公債費目1、元金でございます。繰上償還を計画しております。平成17年度起債分でございます。臨時財政対策債の残債を繰上償還いたします。款14、予備費でございます。歳入歳出差引の残額を予備費として、355万9000円を増額するものでございます。以上で平成27年度美郷町一般会計補正予算第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

ここで休憩に入ります。再開は10時55分とします。

(休憩 午前 10時 40分)

(再開 午前 10時 55分)

●西嶋議長

それでは、会議を再開します。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

番外。上程になりました議案第64号につきまして、ご説明を申し上げます。議案第64号、平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号。平成27年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8974万6000円とする。平成27年9月7日提出。美郷町長 景山良材。今回の補正の内容でございますが、一般会計もございましたように、共済費負担金の減額によるものでございます。それでは6ページをご覧ください。6ページ、2歳入でございます。5款、繰入金、1項で他会計繰入金、目1の一般会計繰入金でございます。共済費の関係で、運転費・公債費分ということで、3万3000円の減額でございます。次ページ、7ページでございます。歳出でございます。1款、上水道費、1項、簡易水道事業費、目1、簡易水道事業費でございます。これは説明欄にありますように、共済費負担金3万3000円の減額でございます。以上が議案第64号の説明でございます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第65号について、ご説明をいたします。議案第65号、平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号。平成27年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2万3000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億5062万4000円とする。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。今回のこの補正ですが、簡易水道事業と同じく、共済費の負担金の減額もありますけれども、それにあわせて事業費及び公債費の増減によるものがあります。それでは6ページをお開きください。2歳入でございます。4款、繰入金、1項、他会計繰入金、目一般会計繰入

金でございます。ここに説明欄にありますように、公共下水道、小規模集合排水、それから合併浄化槽は、それぞれ減額になっておりますが、農業集落排水運転費・公債費分が86万2000円の増額ということで、合計で2万3000円の減額ということでございます。それでは7ページをお開きください。歳出となります。3歳出、1款、下水道費、1項、公共下水道費、ということで目1の特定環境保全公共下水道、それから7ページの1番下段にあります3項、小規模集合排水、それぞれ公課費の減と、それから公共下水道につきましては、116万2000円の減額と修繕費を計上させていただきとります。真ん中の2項の農業集落排水施設事業費、これが公課費が135万の増額と修繕費を49万減額をさしていただいて、集落排水の場合は86万2000円増額ということでございます。8ページは、4項の特定地域生活排水事業です。これも公課費の減ということで、10万円の減額でございます。以上のような形で最終的に2万3000円の減額補正ということで、説明を終わりたいと思います。以上で65号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程になりました議案第66号について、説明いたします。議案第66号、平成27年度君谷診療所特別会計補正予算第1号。平成27年度美郷町の君谷診療所特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556万6000円とする。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。補正の理由でございますが、嘱託職員等の賃金額の改定に伴うもの、及び平成26年度僻地医療対策費補助金の実績確定に伴う返還金の補正でございます。6ページをお願いします。2歳入、款、繰入金、項、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金でございます。補正額37万1000円の増額でございます。これは嘱託職員賃金の改正に伴い、嘱託職員及び看護師委託分の増加、及び平成26年度僻地医療対策費補助金の実績確定に伴う返還金の発生で、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。歳出でございます。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額37万1000円の増額でございます。嘱託職員賃金の改正に伴い、嘱託職員及び看護師の委託分の増額補正。それから、平成26年度僻地医療対策費補助金の実績確定に伴う返還金の増額補正34万5000円を行うものでございます。以上で議案第66号の説明終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第67号について説明いたします。議案第67号、平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号。平成27年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7万5000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ7億6600万3000円とする。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。補正の理由でございますが、共済制度の変更、26年度繰越金の繰入、医療費等における予算不足、26年度医療費返還等が主な補正内容でございます。6ページをお願いします。歳入でございます。2歳入、款13、繰入金、項2、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金でございます。補正額26万5000円の減額でございます。これは共済制度が、標準報酬月額制度へ移行することによる共済費の金額が7万5000円。それから前年度繰越金が19万円ありましたので、あわせて一般会計からの繰り入れを26万5000円減額するものでございます。この繰越金19万円につきましては、次の款14、繰越金、項1、繰越金、目2、その他繰越金において、増額計上しております。続きまして、7ページをお願いします。歳出でございます。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額7万5000円の減額でございます。これは先ほども説明申し上げましたか、共済制度変更に伴い共済費を減額するものでございます。続いて、款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費、補正額19万円の減額でございます。これも先ほども説明をいたしましたところですが、財源を一般会計の繰入金から国保特会の繰越金に更正をするものでございます。続いて、項2、高額療養費、目2、退職被保険者等高額療養費、補正額318万4000円の増額でございます。これは退職被保険者の高額療養費が、当初見込みを大きく上回ったことによる増額補正でございます。8ページをお願いします。款2、保険給付費、項6、出産育児諸費、目1、出産育児一時金、補正額126万円でございます。関連して目2、支払手数料、補正額1000円の増額でございます。これは出産予定件数が当初の2件から5件に増えたことによるものでございます。続いて、款6、介護納付費、項1、介護納付金、目1、介護納付金、補正額318万4000円の減額でございます。これは、先ほど説明をいたしました退職被保険者高額療養費への組替えでございます。介護納付金につきましては、既に年額の請求額が示されたため、予算内で組替えが可能となったため、こちらの方から組替えをさせていただくのでございます。続いて、款8、保健事業費、項1、特定健康診査等事業費、目1、特定健康診査等事業費、169万6000円の増額でございます。これは、健診受診者数を、当初少なく見込んでいたことによる増額補正でございます。9ページをお願いします。款8、保健事業費、項2、保健事業費、目1、保健衛生普及費、3万6000円の増額でございます。これは、嘱託職員賃金の改正に伴う増額補正でございます。続いて、款11、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、償還金、266万6000円の増額でございます。これは、26年度退職療養給付費の実績確定に伴う、返還金の増額補正でございます。最後に款13、予備費、項1、予備費、目1、予備費、565万9000円の減額でございます。これは、共済費、退職の高額療養費、及び返還金を除く各予算科目へのそれぞれ組みかえとなっております。以上で、議案第67号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第68号について説明いたします。議案第68号。

平成27年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号。平成27年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7762万2000円とする。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。6ページをお願いします。歳入でございます。2歳入、款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額19万5000円の増額でございます。これは嘱託職員賃金、それから共済変更に伴い繰入金を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額19万5000円の増額でございます。増額の理由でございますが、共済制度変更による共済費の増額、嘱託職員賃金及び日々雇用職員賃金の改定による各賃金の増額、それから消耗品費と備品購入費の組替えが各それぞれ1万5000円。これは大和診療所電気ポットの故障により買い替えを行うもので、予算の範囲内での組替えをお願いするものです。手数料7000円の減額は、日々雇用賃金への組替え補正でございます。以上で、議案第68号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第69号につきまして、説明いたします。議案第69号、平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。平成27年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8425万4000円とする。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。6ページをお願いいたします。歳入でございます。2歳入、款、繰入金、項1、他会計繰入金目1、一般会計繰入金、職員給与費等の繰り入れで、91万7000円の増額でございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、91万7000円の増額でございます。補正の内容としましては、職員の婚姻・転居による住居手当の発生、及び通勤手当の増額、共済制度の変更による共済費の減額、12月からの産休代替職員雇用による職員賃金、及び通勤手当の増額によるものでございます。以上で、議案第69号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

続いて、認定第1号について説明を求めます。

●西嶋議長

出納室長。

●小田出納室長

ただ今、上程いただきました平成26年度美郷町歳入歳出決算につきまして、ご説明いたします。認定第1号、平成26年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度美郷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めます。平成27年9月7

日提出、美郷町長 景山良材。次のページをお願いいたします。記、会計名、1. 平成26年度美郷町一般会計歳入歳出決算。2. 平成26年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。3. 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。4. 平成26年度美郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算。5. 平成26年度君谷診療所特別会計歳入歳出決算。6. 平成26年度美郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。7. 平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算。8. 平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。それでは、平成26年度美郷町歳入歳出決算につきまして、概要を申し上げます。平成26年度決算につきましては、本年4月1日から2カ月にわたる出納整理期間を終え、5月31日に出納を閉鎖いたしました。また、7月23日から8月10日までの19日間、監査委員の2方に決算審査をいただき、9月1日お示しておりますとおり、全会計にわたって相違なく適正であるとの決算審査意見をいただいたところでございます。平成26年度決算の認定に供する資料といたしましては、お手元に配布いたしております2種類の綴りでございます。まず、決算書綴りは一般会計から特別会計にわたって、全8会計の歳入歳出の事項別明細書でございます。また、それとは別に3つの調書を一括して綴っておりますものは、総務課、企画財政課において、それぞれ作成されたものでございます。総務課からの財産に関する調書でございます。町が所有しております。土地、建物、基金、出資金等に関するものでございます。次に、企画財政課からの歳入歳出決算資料でございます。実質収支に関する調書、未収金の状況、基金の状況、地方債の状況、財政指数等の状況などについて、まとめられております。同じく、企画財政課からの平成26年度事業実績の調書でございます。それでは、この綴りの上に見出しを付けておりますが、その中の決算資料とあります企画財政課作成の平成26年度歳入歳出決算資料の2ページをお願いいたします。平成26年度会計別決算及び実質収支に関する調書により、会計別の決算状況につきまして、ご報告申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額68億7727万2293円、歳出総額65億7509万4953円で、歳入歳出差引額3億217万7340円となります。また、歳入歳出差引額の3億217万7340円の内には、翌年度に繰越すべき繰越明許費繰越額の1億9252万8625円が含まれており、平成26年度実質収支額は1億964万8715円となります。次に、特別会計でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。歳入総額337万1562円、歳出総額316万694円で、歳入歳出差引額21万868円となり、実質収支額も同額の21万868円でございます。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額2億7364万483円、歳出総額2億7281万3952円で、歳入歳出差引額82万6531円となります。また、歳入歳出差引額の82万6531円のうちには、翌年度に繰越すべき繰越明許費繰越額の77万1374円が含まれており、平成26年度実質収支額は5万5157円となります。

次に、下水道事業特別会計でございます。歳入総額2億4729万5139円、歳出総額2億4361万5539円で、歳入歳出差引額は367万9600円となります。また、

翌年度に繰越すべき繰越明許費繰越額も同額の367万9600円で、実質収支額は0円でございます。

次に、君谷診療所特別会計でございます。歳入総額536万4501円、歳出総額536万4501円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。歳入総額7億492万8132円、歳出総額7億473万6212円で、歳入歳出差引額は19万1920円となり、実質収支額も同額の19万1920円でございます。

次に、国民健康保険診療所特別会計でございます。歳入総額7658万1787円、歳出総額7658万1787円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額1億8315万3236円、歳出総額1億8315万3236円で、歳入歳出差引額、実質収支額も0円でございます。

また、一般会計及び特別会計の合計額は、歳入総額83億7160万7133円歳出総額80億6452万874円で、歳入歳出差引額は3億708万6259円となっております。なお、実質収支額は繰越明許費繰越額の1億9697万9599円を差し引いた、1億1010万6660円となります。以上が会計毎の決算額及び実質収支額でございます。

続いて、3ページの平成26年度美郷町会計別決算及び実質収支等に関する資料の予算執行率について、ご報告申し上げます。この執行率は、予算額と決算額との比率でございます。この表は、左側から予算額、決算額、予算額と決算額の比較、そして予算額と決算額の比率、不納欠損額、収入未済額について表記したもので、さらに、それぞれ年度対比を行っております。予算執行率につきましては、表の真ん中より少し右側にあります予算額と決算額の比率の欄にあります平成26年度のところをご覧ください。上段の一般会計で申し上げますと、平成26年度歳入は86.8%、平成26年度歳出は83.0%となっております。以下、特別会計につきましては各会計の歳入歳出毎の執行率が記載されておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成26年度の決算概要を申し上げさせていただきました。内容を精査の上、認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

●西嶋議長

続いて、報告事件案3件について、順次説明を求めます。

●西嶋議長

企画財政課長。

●窪田企画財政課長

上程されました報告第4号について、ご説明申し上げます。報告第4号、平成26年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。標記の1でございます。平成

26年度美郷町健全化判断比率でございます。このうち実質赤字比率につきましては、実質赤字額が、標準財政規模に含める割合を示すものでございます。基本的には、一般会計と特別会計の内の下水道事業、簡易水道、国民健康保険、国民健康保険診療所、後期高齢者医療などを除きました住宅新築資金等貸付事業、それから君谷診療所特別会計の普通会計が対象でございます。美郷町は昨年同様、黒字決算でございましたので、数値の記載はございません。次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計外、7特別会計すべての会計の赤字額及び資金不足額を、標準財政規模で、除して得た率でありまして、美郷町は全会計が黒字決算でございますので、数値の記載はございません。次に、実質公債費率、公債費比率でございます。これは地方債の元利償還金等が、標準財政規模に占める割合を示すものでございます。平成24年、25年、26年度の3カ年の平均で、決算では13.3%でございます。昨年度は13.7%でございましたので、0.4ポイント改善しております。これは、分母となります普通交付税が前年比で0.8%、臨時財政対策債発行可能額が0.5%と微増しております。また、元利償還に掛ります特定財源の額でございます元邑智高等学校活用地域活性化交付金が、前年に比べまして214.4%と増えたことがわずかな改善がありますが、影響していると考えております。次に、将来負担比率でございます。これは一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したものでございまして、68.1%でございます。昨年度の72.9%でございましたので、比較いたしますと4.8ポイント改善しております。昨年度は前年比が22.4ポイントと大幅に改善しておりますので、今回は小幅な改善ということになるかと思っております。この要因といたしましては、地方債残高の減少によりまして将来負担額も減少し、充当可能基金の微増や基準財政需要額算入見込が増額のため、小幅ではありますが改善を見ているという結果になっております。次に、標記2の平成26年度美郷町資金不足比率につきましてでございます。簡易水道事業特別会計、下水道特別会計とも昨年同様に黒字決算でございましたので、資金不足ございませんので数値の記載はされておられません。いずれの比率におきましても、早期健全化基準を下回った結果となっております。今後におきましても、各会計とも効率的な財政運営に努めまして、より健全性を保つべく取組んでまいりたいと考えております。以上、報告第4号について、説明いたしました。

続きまして、報告第5号について、ご説明いたします。報告第5号、平成26年度一般財団法人美郷町開発公社事業実績及び決算、平成27年度事業計画及び予算の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度一般財団法人美郷町を開発公社の事業実績及び決算並びに平成27年と一般財団法人美郷町開発公社の事業計画及び予算の報告を別紙のとおり提出する。平成27年9月7日提出、美郷町長 景山良材。平成25年度の事業実績及び決算につきましては、6月27日に監査を受けております。その後、6月25日の理事会と評議員会で承認をされたものでございます。なお、27年度の事業計画及び予算につきましては、去る平成27年3月25日の理事会、評議員会において、承認されております。昨年度までは前年度の決算報告いたします6月に承認を受

けておりましたが、美郷町開発公社定款第7条に、事業年度開始日の前日までに承認を受けなければならないとの旨を規定がございましたため、事業計画及び予算につきましては本年3月に承認を受けたものでございます。それでは概要について、ご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。平成26年度の美郷町開発公社の事業報告でございます。始に、ゴールデンユートピアおおちの管理運営業務でございます。平成26年度の施設利用者数は、6万2158人で、昨年度より施設全体の入館者は、8612人の大幅な増となりました。これはスポーツ館の利用人数の内、水中運動、水泳教室等の教室参加者が増えた事、また、みさと館が新築中であつた事が、会議室の利用者が増えた要因であると考えております。施設利用につきましては、昨年を引き続きまして、利益率の高い四季の杜事業に重点的に経営資源を投入いたしました。需要の状況に応じた料金を適切にマネージメントすることにより、利益の確保を図ると共に、宿泊事業補助金の更なるPRを行いまして、交流人口の増加を図ってまいりました。また有料ゾーンの利用につきましても、水中運動などの自主事業と介護予防事業を受託いたしまして、町内利用者の増加のための努力をしてまいりました。次に、管理運営事業収入の部でございます。8711万9000円と前年より、224万6000円の増額となっております。事業別に見てまいりますと、まず四季の杜事業が対前年比で売り上げが、138万円の増額。健康事業では売り上げでは、22万3000円の増となりました。四季の杜事業につきましては、客単価の引き上げや、web代理店のじゃらん上の口コミ収集による集中プロモーションが功を奏したのではないかと考えております。施設利用事業につきましては、会員数は一般、水中ともに微増し継続して対前年比でマイナスを計上しておりました、一般入場者や、回数券の売り上げが前年度比で、約38万円増となっております。また、テニス合宿等で、ご利用いただいた学校用などについて、リピーター化を目指して、顧客のケアを継続に行つてまいりました。本年度も、多くの学校、団体の合宿に利用いただいております。会員数につきましては、一般会員、水中運動会員共微増に留まっております、16ページに会員数調べを載せておりますけれども、見ていただきますと、町内会員の減少を大田市からの会員の増員が埋めるという格好になっております。引き続き、町内会員の拡大に努める必要を感じております。続きまして、カヌーの里おおちの管理運営業務についてでございます。施設利用者は1万2467人で、昨年度より、1171人の減員となっております。昨年度の4465人という大幅な減員とはなりませんでしたが、天候の影響受けやすいとはいえ、利用者の減少傾向に歯止めがかからない状況でございます。事業別に入場者を見ますと、カヌー事業が979人の減。キャンプ場利用者が97人の増。トレーラーハウスが34人の増となっております。要因といたしましては、カヌー事業につきましては、昨年8月に広島市の安佐北区、南区で発生いたしました土砂災害に見られますように、8月の月間降水量が平年の2倍となるなど、江の川の増水が度々起きて、予約のキャンセルや営業出来なかったことによりまして、利用者の減となっているようでございます。金額で申しますと、キャンセルによってカヌー事業は160万円、トレーラーハウスが20万

程度の損失と算出しております。トレーラーハウスにつきましては、春季、秋季の2回、一昨年に実施いたしました、web クーポンによる全国規模のプロモーションを実施いたしまして、集客につながっていると思っております。次に丸2の管理運営事業でございます。施設利用料金収入は、26年度3352万7000円でございます。前年比31万9000円の減でございます。利用者数の減に対しまして、施設利用料金の原資は少なくなっているようでございますが、トレーラーハウスの収入増が埋めてくれたものと思っております。4ページをお願いいたします。平成26年度美郷町開発公社の決算報告書でございます。5ページから、貸借対照表、正味財産増減計算書でございますが、10ページからの収支計算書総括表で説明をさせていただきます。収入の部でございます。事業活動収入、丸2の事業収入でございますが、まず、ゴールデンユートピアでございます。施設運営委託収入は、指定管理料3585万円。事業委託収入が、842万1800円。施設事業収入が、プール、温泉、テニス場などの利用料、1044万2985円。健康事業収入が、町から受託しております介護予防事業や健康づくり事業で、959万6394円。四季の杜の宿泊事業収入が、1492万7487円。工房事業収入が、44万8480円。売店収入が742万7898円。事業収入合計は、8711万5044円となっております。丸3の雑収入合計、5201円。丸4のその他収入が、36万4386円。事業活動収入合計、8748万4631円でございます。次にカヌーの里おおちでございます。事業収入、施設運営委託収入、指定管理料の1568万円。事業委託収入225万2000円。トレーラーハウスの宿泊事業は、419万7310円。工房収入9万1000円。カヌー事業収入、507万2150円。プール事業収入、水泳教室でございますけれども、458万4000円。売店収入は78万2944円。で、事業収入合計が3352万6804円。雑収入が4万1978円。その他の収入が20万7625円。合計で3377万6407円の活動収入でございます。法人会計といいますのは、事務局の費用でございますけれども、指定管理料30万円を含めまして42万1811円でございます。法人合計では1億2168万2849円の事業活動収入となりました。次に、事業活動支出でございます。一番右の合計欄をご覧ください。売店仕入れ、713万7885円。職員手当が、2906万9000円。臨時職員賃金が、1425万4466円。賞与が、596万6450円。法定福利などの人権費を含めまして、6486万284円となっております。正規職員が9名、嘱託職員が1名、臨時職員6名、パート職員は、概ね4名程度で運営しております。その他主な支出といたしましては、消耗品費といたしまして370万124円。修繕費が130万4360円。燃料費が、218万9157円。光熱水費、3044万4967円。租税公課費が、478万518円。委託料といたしまして、391万456円。手数料、449万9646円。事業費支出は、1億2012万1027円となっております。丸2の管理費支出、17万4926円。その他の支出、69万331円で、事業活動支出は、1億2098万6284円となりました。11ページをお願いいたします。ゴールデンユートピアに投資活動支出として、2万円の支出が計上されております。これにつきまして

は、AEDをリースをしております、リース契約しております、設置しております。その保証料でございます。尚、契約終了後にはAEDが壊れてなければ、返還されるものでございます。当期差し引き差額は、些少ではありますが、67万6565円の赤字決算となっております。13ページからは、利用者数などの資料を添付しております。よろしくお願いたします17ページをお願いいたします。平成27年の事業計画でございます。委託事業の運営でございます。最初にゴールデンユートピアでございますが、本年度新たに指定管理の期間が始まりました。引き続き、交流、健康それから生きがい創作活動の場として町民並びに来訪者に施設の提供を行いまして、事業を実施してまいります。温泉、プール、テニスコートの施設事業でございますが、近隣市町の、主に高齢者の水中運動会員の獲得を推進してまいります。健康事業につきましては、美郷町と邑南町の介護予防、そして健康づくり事業の受注増を図ってまいります。宿泊事業につきましては、団体客に対しましては、宿泊研修事業の補助金を全面的に押し出し、昨年度17団体ありましたテニス合宿を、25団体獲得を目標に、積極的に誘致を働きかけてまいります。また個人客につきましては、特にスマホ経由の予約獲得を目的に、ネット代理店のじゃらんを通じて、最適なマーケティングを行って参ります。物販につきましても、JAF会報誌を利用いたしまして、目標売上げを300万として行ってまいります。カヌーの里につきましては、引き続き指定管理を受け、アウトドア活動の場として、施設を提供してまいります。特にカヌーの事業の7月から8月の繁忙期のメニューをレッスンから体験中心に変えていき、お客様の満足度の向上を図ってまいります。またキャンプ事業、それからトレーラーハウス事業、水泳教室につきましては、通年で実施をしております。冬季積雪時には、三瓶山のスノーシュートレッキングを旅行代理店へ商品開発依頼を行いながら、集客に努めて参りたいと考えております。19ページをお願いいたします。平成27年度、美郷町開発公社の予算収支決算書でございます。事業収入ところございますが、ゴールデンユートピアにつきましては予算額を4675万円としております。それからカヌーの里につきましては、1637万6000円の事業収入でございます。補助金の収入でございます。ゴールデンユートピアの方で、5156万2000円。これは町からの指定管理料と、介護予防などの受託収入でございます。指定管理料3985万円。事業受託収入が、1171万2000円としております。同じくカヌーの里につきましては、指定管理を1568万円、それから事業受託収入を170万円を見込んでおります。したがって、当期の収入合計は、ゴールデンユートピアで9831万9000円。カヌーの里おおちで3379万8000円。それから法人会計で30万4000円。ということで、全体の予算額を1億3242万1000円計上しております。続きまして、支出の部でございます。20ページをご覧ください。1行目、事業費につきましては、ゴールデンユートピアおおちが9831万9000円。それからカヌーの里おおちにつきましては、3379万8000円。その下にそれぞれの明細、掲げております。歳入歳出同額の予算でございます。27年度も引き続きゴールデンユートピア、カヌーの里の適正な運営を目指してまいります。以上で報

告第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第6号を説明させていただきます。報告第6号、平成26年度、株式会社グリーンロードだいわ。第23期決算、第24期事業計画及び予算の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、第23期株式会社グリーンロードだいわの決算報告、並びに第24期株式会社グリーンロードだいわの事業計画の報告を別紙のとおり提出する。平成27年9月7日提出。美郷町長 景山良材。平成26年度グリーンロードだいわの決算事業計画につきましては、6月15日に監査を受けまして、6月22日の取締役会で承認をいただき、6月26日の株式会社で、承認されたものでございます。それでは、概要について、ご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。平成24年度から第4期目の指定管理を受けまして、潮温泉大和荘、潮交流研修宿泊施設、稀少林産物等を展示販売施設、グリーンロード375でございます。観光船第一大和丸及び係留施設の管理運営行ってまいりましたが、この管理指定も、平成26年度で終了いたしました。地方の経済はなお厳しい状況が続いておりまして、当社の経営にも、影響をもたらしておりますけれども、平成26年度も支配人以下従業員一同努力して、売り上げ向上を目指してまいりました。結果は、大和荘、道の駅あわせて、当期純利益を990万円余りと黒字決算となりましたが、これは数年に一度の鉄塔塗装工事と浜原ダム関連事業の宿泊者が、例年より多くあったことが、数字となって現れているもので、来期につきましては、例年並に戻る事が想定されたため、第22期の決算同様、厳しいものとなると考えております。大和荘の運営につきましては、誕生月割引プラン、湯治プラン、ビアホールを引き続き取り組み、昨年好評を得ました湯治プランの利用は、134人。括弧内は前年度数字でございます。昨年より99人の増となり、依然好評を得ており、誕生割引プランは48人と横ばい、また、ビアホールにつきましては、6月下旬から毎週金曜日にオープンし、82人増員としておりまして、企画プランは堅調に推移しております。しかしながら、昨年度からの尾道、松江線の全線開通による、国道54号線への入り込み客減少の影響は、今後も続く様子を見せており、あと少しとなっております国道375号改良が、早急に完了することを願うばかりでございます。このような中で、大和荘の売り上げは、全日の中国電力宿泊者のおかげで、前期比17.5%増となり、第15期、平成18年度でございますが、以来の7000万円台となりました。一方道の駅の売り上げは約8%減の1300万円弱となっております。会社全体の売り上げでは、大和荘の売り上げ増により、12.7%、昨年を上回っておりますが、依然厳しいと分析しております。今年度の決算内容を詳細に総括して、次年度の経営に反映していきたいと考えております。3ページでございます。ここには、大和荘とグリーンロード375それぞれ売り上げ収入を前期、前々期と比べております。大和荘につきましては、前年比13.1%伸びておりますし、グリーンロード375につきましては、92.2%ですから、7.8%下がっておるという状況でございます。7ページをお願いいたします。決算の方の説明になります。貸借対照表等ついてありますが、損益計算書の方で説明をさせていただきます。まず売り上げ高で

ございます。大和荘が7065万4591円。グリーンロード375が、1108万396円合わせまして、8173万4987円でございます。2番目に、売り上げ原価でございます。大和荘部門が合計で、2078万8962円。グリーンロード375は、915万9423円ということで、売り上げの総利益は、一番右上の段でございます。5178万6602円になります。次に、販売費及び一般管理費でございます。大和荘部門が、499万65972円。グリーンロード375は、504万8090円。合わせまして、550万14062円。ということで、営業損失は、マイナスの322万7460円となっております。営業外収入が、受託事業でございまして、交流館が、174万円、介護予防で240万円、清掃作業ということで、25万9000円。入っております。利息合わせまして、4426万6676円の収入でございます。経常損益が、119万9216円。法人税住民税及び事業税が、20万8500円。差引まして、当期純損益が99万716円の黒字となっております。次には、営業内訳ということで、支出の方の明細が8ページには、載っております。99万円余りの黒字につきましては、これまた積み立てて、繰り越すということになっておりますので、9ページ10ページがそれになります。続きまして12ページ以降でございます。事業27年度の第24期事業計画でございます。13ページをお願いいたします。平成24年12月の第2次安倍政権誕生後、わが国の経済は、3本の矢といわれる成長戦略と、いわゆるアベノミクスによりまして、緩やかな回復を続けているとの回復基調判断があるものの、地域においてはその恩恵は感じられず、尾道松江線的全線開通の影響とともに、当社を取り巻く環境は依然として厳しくなっております。このような社会状況の下で、第5目の指定管理を受けた潮温泉大和荘においては、昨年、中国電力事業やカヌー大会などによる大幅な増収があったものの、今年度これを望めず、予算においては大和荘単体比較で約680万円あまり売上減額を計上しており、観光客などの大幅な利用増は望めない状況の中、昨年度同様に経費節減、在庫管理、仕入れの適正化に努めて運営を行わなければならないと思っております。また、昨年度と同様に湯治プランや誕生月割引プランを引き続き実施し、ビアホールも例年どおりオープンを予定しておりますし、引き続き、町と委託契約しております施設管理、委託事業の介護予防一般高齢者の生きがい通所事業を実施いたします。大型観光客としては、本年度全線開通40周年を迎えます三江線は県から三江線沿線魅力向上のための事業として2600万円の交付を受けて、三江線認知のためのイベントはもとより沿線施設の紹介も行う予定と聞いております。当社といたしましても、この機を逃さずホームページなどの充実を図るため地域おこし協力隊の雇用を町にお願いしているところございまして、情報発信力を重視し、充実させまして集客力の強化を図るとともに、町や三江線活性化推進団体が計画する臨時列車による温泉の旅計画などの連携や、旅行会社へも積極的に営業を行い、本館の建て替え計画も検討されておりますので、健全な経営を心がけながらより一層サービスを充実させ、利用者の増加を図ってまいります。14ページをお願いをします。第24期の収支予算でございます。ご存知のとおり道の駅につきましては、ダイヤモンドの方が、指定管理受けてお

りますので、その分やっとりますが、前年度の実績につきましては、道の駅合わせたもので、計上させていただいております。本年度予算につきましては、売上が、6383万5000円。仕入れの受託経費が、2049万2000円。これ差し引きしまして、粗利益ということで、4334万3000円の計上になります。雑収入、これ交流館の使用料とか、はつらつ健康教室の受託事業でございます、400万を計画しております。売上につきましては、カヌーの中国大会が昨年ありまして、だいたい100万円。それから道の駅が1290万円。中電関係の宿泊が少なくなりますために、400万円減額を見込んでおります。収入合計といたしまして、4734万3000円を見込んでおります。支出の部でございます。主なものにつきましては、職員給与が1596万3000円。前年の実績と同額にしております。賞与につきましては、100万円。賃金につきましては、宿泊客が減になりますので、その分減るという見積もりを立てておりまして、賃金につきましては、644万3000円。法定福利費につきましては、170万円。消耗品につきましては、140万円。水道光熱費が660万円。燃料費といたしまして573万2000円。衛生費で165万でございます。支出合計で4679万6000円でございます。営業利益を54万7000円、見込んだ予算にしております。以上、報告第6号について説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

以上で、全議案の説明が終わりました。質疑は9日に日程を取りますので、よろしくお願いいたします。

日程第6、決算特別委員会の設置を議題といたします。発委第2号、決算特別委員会の設置に関する決議案の提出について議題といたします。議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

11番。

●佐竹委員長

発委第2号。決算特別委員会の設置に関する決議案の提出について。第14号第3項の規定により、平成27年9月7日。美郷町議会議長 西嶋二郎様。提出者、議会運営委員長 佐竹一夫。決算特別の委員会の設置に関する決議案。当議会は、表記の特別委員会を下記のとおり設置する。記、決算特別委員会。根拠、地方自治法第109条第1項及び美郷町議会委員会条例第5条。目的、決算については、決算特別委員会が付託を受け審議する。提出者、9人。期間、第3回定例会中。以上でございます。

●西嶋議長

以上で説明が終わりました。委員長ご苦労さまでした。お諮りします。発議第2号、決算特別委員会の設置に関する決議の提出について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7、決算特別委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、美郷町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

異議なしと認め、決算特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は9日の水曜日、定刻より開きます。本日はこれを持ちまして散会といたします。ご苦労さまでした

(散 会 午後 12時 02分)